

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

取得費に算入される借入金利子

Q：私は2年前に一戸建てのマイホームを
持とうと思い、借入金で土地を購入しました。
ところが、事情があって、購入した土地を
更地のまま手放すことになってしまったので
すが、借入金の利子は、譲渡所得の計算上、
取得費に算入できますか。

A：土地の譲渡の日までの期間の借入金利
子は、取得費に算入することができます。

【解説】

譲渡所得の計算上控除される資産の取得費
は、資産の取得に要した金額並びに設備費及
び改良費の合計額とされています。

また、借入金で固定資産を取得している場
合は、その借入金の利子のうち、その固定資
産の使用開始の日（固定資産の取得後、その
固定資産を使用しないで譲渡した場合には、
譲渡の日）までの期間に対応する部分の金額
をその資産の取得費に算入することとされて
います。

この借入金の利子のほか、その土地の取得
のために、資金を借り入れる際に支出する公
正証書作成費用、抵当権設定登記費用、借入
れの担保として締結した保険契約に基づいて
支払う保険料その他の費用で借入れのために
通常必要と認められるものについても、取得
費に算入することができます。

ご質問の場合、譲渡した土地は取得後、全
く使用しないで譲渡したものと認められます
ので、その土地の譲渡の日までの期間に対応
する借入金利子は取得費に算入することがで
きます。

